

(一) 小作組合の組織
 (二) 小作組合の業務
 (三) 小作組合の財政
 (四) 小作組合の法律
 (五) 小作組合の行政
 (六) 小作組合の教育
 (七) 小作組合の福利
 (八) 小作組合のその他

財団法人協同會福岡出張所

財団法人協同會福岡出張所

(七) 其他必要と認むる事業
 第五條 本組合に顧問並に委員長協調委員若干名を置く
 但し顧問若干名 委員長一名
 協調委員 (地主側 三名 補缺委員一名) とす (補缺委員は
 委員事故ある場合代任するものとす)
 第六條 顧問は小作減免に關する議事に參與す、委員長は組合を
 統轄し委員會を召集す協調委員は相互純真公平に小作減免を調
 停す
 第七條 顧問及委員長は組合員外に囑託することを得
 第八條 委員長は必要ある場合及委員の請求に依り委員會を召集
 す
 第九條 總會は毎年四月之を開き臨時總會は必要に應じ委員長之
 を召集す